

大槌町告示第 118 号

大槌町定住促進事業住宅取得補助金交付要綱を次のように定める。

平成 25 年 7 月 23 日

大槌町定住促進事業住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 当町への定住を促進し、地域経済の活性化を図るため、定住を目的に当町に転入し、住宅を新たに建築し、又は購入した者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大槌町補助金交付規則（昭和 38 年大槌町規則第 12 号）及びこの告示に定めるところによるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市町村等から当町に移り住み、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき当町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 定住 当町に転入し、10 年以上住み続けることをいう。
- (3) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、人の居住の用に供するものをいう。
- (4) 新築 町内に住宅を新たに建築することをいう。
- (5) 購入 町内に建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのない住宅を取得することをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、次条に規定する補助対象者が町内に転入し、住宅を新築し、又は購入したときは、補助金を交付することができる。

2 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回限りとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 平成 25 年 8 月 1 日以降に当町に転入した者
  - (2) 町内若しくは近隣市町村の区域内の事業所等に就労している者若しくは採用内定者である者又は町内で自営業を営んでいる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この告示による補助金の交付を受けることができない。
- (1) 大槌町被災者新築住宅支援事業の補助制度を活用して住宅再建をした者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、100 万円とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、居住しようとする住宅の登記が完了した日から 6 月以内に、大槌町定住促進事業住宅取得補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、補助金の交付を決定したときは、大槌町定住促進事業住宅取得補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知のあった日から1月以内に大槌町定住促進事業住宅取得補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 新築し、又は購入した住宅を10年以内に売却し、又は賃貸したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。